

建設工事事後審査型制限付き一般競争入札公告

海岸通 1 番 2 番地区第一種市街地再開発事業に伴う以下の制限付き一般競争入札参加募集を組合定款第 63 条(工事の請負、業務の委託並びに物品の購入)及び工事請負規程に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 6 月 28 日

宮城県塩竈市海岸通 3 番 10 号
海岸通 1 番 2 番地区市街地再開発組合
理事長 鈴木 成久

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名：海岸通 1 番 2 番地区第一種市街地再開発事業施設建築物建設工事（2 番地）
- (2) 施工場所：宮城県塩竈市海岸通 2 番地
- (3) 工 期：契約締結の日から 1 4 か月（解体工事を含む）

※別紙工程表（参考）参照

(4) 工事概要：

【A-1 街区】

鉄骨造 2 階建て
敷地面積 約 198.37 m²
建築面積 約 145.08 m²
延べ面積 約 265.96 m²

【A-2 街区】

鉄骨造 1 階建て
敷地面積 約 299.28 m²
建築面積 約 219.90 m²
延べ面積 約 219.90 m²

【B 街区】

鉄骨造 2 階建て
敷地面積 約 277.18 m²
建築面積 約 191.54 m²
延べ面積 約 352.75 m²

【C 街区】

鉄骨造 2 階建て
敷地面積 約 169.29 m²
建築面積 約 105.88 m²
延べ面積 約 199.29 m²

【D 街区】

鉄骨造 3 階建て

敷地面積 約 192.80 m²

建築面積 約 107.68 m²

延べ面積 約 225.64 m²

【E 街区】

鉄骨造 2 階建て

敷地面積 約 132.62 m²

建築面積 約 92.84 m²

延べ面積 約 190.96 m²

【広場】

工作物

敷地面積 約 550.58 m²

建築面積 約 70.80 m²

延べ面積 約 88.03 m²

(5) 市街地再開発事業施設建築物建設工事において対応を要する業務

- ・ 別紙に示す施設建築物の新築工事及び外構工事
- ・ 別紙に示す施設建築物の解体工事及び地中埋設物撤去工事
- ・ 施行者、保留床取得予定者との協議調整業務
- ・ 本工事期間中に権利者、保留床取得者、入居者が内装工事等の直営工事を行う場合の作業所全体の安全管理、工程調整、搬出入管理、現場事務所・詰所管理、工事用電源その他共通仮設資機材の供給及びこれらに関わる経費の折衝・收受、その他これに類する業務
- ・ 本事業の竣工図作成、及び計画変更に関わる予算書（内訳書）の変更対応業務
- ・ 竣工図、施工図、製作図、取扱い説明書等竣工時提出資料の作成、編算及び組合への引渡し
- ・ 地権者店舗およびまちづくり会社取得区画の B 工事対応業務(随意契約)
- ・ 組合及びまちづくり会社への工事計画について説明業務
- ・ テナントリーシングに必要な資料作成協力(白図等)
- ・ 内装管理指針及び内装施工指針等の資料作成業務
- ・ その他、アフターサービス業務及び施設建築物の新築工事に必要な業務

(6) 支払条件 現金払い

- ①前払金 請負契約締結後 1 カ月以内に、請負工事費の 10%（100 万円未満の端数は切捨て）を支払う。
- ②中間金 各年度の 3 月末日までに、前払金比率控除の上、出来高の 90%相当額（100 万円未満の端数は切捨て）を支払う。
- ③施設建築物の引渡完了時に残金を支払う。

- (7)入札保証金：無
- (8)契約保証金：無
- (9)入札方法：事後審査型制限付き一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)単独の事業者もしくは、特定建設工事共同企業体であること。特定建設工事共同企業体の場合は、その代表者は次項(3)～(10)の条件を全て満たすこととし、それ以外の構成員は(7)～(10)の条件を必ず満たすこと。また、特定建設工事共同企業体は「3 特定建設工事共同企業体の場合」の規定を遵守すること。
- (3)建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の建築一式工事の総合評点が850点以上であること。
- (4)過去20年間に国または地方公共団体が発注した、延床面積が1,000㎡以上の新築の建築物を施工した実績を有すること（特定建設工事共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限る。）
- (5)過去20年間に、鉄骨造延床面積が1,000㎡以上の新築の商業施設等を施工した実績を有すること（特定建設工事共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限る。）
- (6)配置技術者は、建設業法の規定の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。
- (7)建設業法第3条に規定する建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (10)入札参加者及び下請業者が暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。)でないこと。

3 特定建設工事共同企業体の場合

- (1)共同企業体の構成員の数は2社であること。
- (2)いずれの構成員にあっても特定建設業の許可を有して、営業年数が5年以上あること。
- (3)構成員の出資比率の最小限度は、30%とする。
- (4)共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担うものとし、より大きな施工能力を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。
- (5)共同企業体の結成方法は、構成員の自主結成とする。

4 入札参加に必要な書類等配布期間及び場所

(1)入札参加申請書類の配布等

令和元年6月28日から令和元年7月8日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 配布場所

宮城県塩竈市海岸通 3 番 1 0 号
海岸通 1 番 2 番地区市街地再開発組合事務局
電話：0 2 2-3 6 1-0 2 6 1
メールアドレス： kaigan.ur@peace.ocn.ne.jp

5 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。（郵送等は認めない）

なお、入札参加資格の有無については入札実施後審査する。

- ① 一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 2 号、該当する場合のみ提出）
- ③ 同種工事の施工実績調書（国または地方公共団体が発注した、延床面積が 1,000 m²以上の新築の建築物）（様式第 3 号）
- ④ 同種工事の施工実績調書（鉄骨造_延床面積が 1,000 m²以上の新築商業施設等を施工した実績）（様式第 4 号）
- ⑤ 配置予定の技術者に関する調書（様式第 5 号）
- ⑥ 最新の経営事項審査結果通知書の写し（特定建設工事共同企業体の場合にあつては、すべての構成員につき提出すること）
- ⑦ 建設業の許可の写し

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期限及び提出場所

提出期限：令和元年 7 月 1 9 日（金）午前中まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前 1 0 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

提出場所：海岸通 1 番 2 番地区市街地再開発組合事務局

宮城県塩釜市海岸通 3 番 1 0 号 電話 022-361-0261

6 入札手続等

(1) 担当者

宮城県塩釜市海岸通 3 番 1 0 号 海岸通 1 番 2 番地区市街地再開発組合
事務局長 阿天坊 敏幸
施設電話 022-361-0261

(2) 概略設計図書等の配布

- ① 当該業務に係る概略図面を配布する
- ② 配布の期間及び場所は、後記の日程に示すとおりとする

(3) 設計図書等に関する質問

- ① 設計図書等について質問がある場合は、質問書に記入の上、後記の日程に示す期間内に指定の場所に提出することができる。尚、質問書の書式は自由とする。
- ② 質問書に対する回答は、後記の日程に示す期間に行う（メール配信）。

(4) 設計図書

設計図書を入札参加書類の配布時にデータを渡す。

(5) 入札の日時及び場所等

①入札の日時及び場所は、後記の日程に示すとおりとする。

②入札参加者は、受付時に一般競争入札参加申請受理書を提示すること。

(持参しない場合は入札参加を認めない。)

7 入札方法

(1)入札者は、本人又はその代理人が入札場所に出席して提出すること。

尚、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(2)落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)入札執行回数は、3 回を限度とする。

8 積算内訳書の提示について

(1)設計図書等を基に積算を行った工事費内訳書を入札日に持参すること。尚、工事費内訳書の書式は自由とするが、見積り項目については添付する中項目比較表の項目で作成し、数量、単価、金額等を記載すること。別添の中項目比較表へも金額を記載すること。

(2)提出を受けた工事費内訳書は返却しない。

9 入札参加資格の審査及び落札者の決定について

(1)予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(2)入札にあたり、最低制限価格を設定する。最低制限価格に満たない入札を行った者は落札候補者とししない。

(3)落札候補者の決定後に事後審査を行い、落札者を決定する。当該落札候補者が事後審査で失格となった場合は、順次入札価格の低い者を落札候補者として事後審査を行う。

(4)落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

(5)落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

(6)入札の結果、落札候補者がいないときは、最低価格の入札者(その者が辞退した場合もしくは事後審査で失格となった場合は、順次入札価格の低い者)と協議の上、契約を締結することがある。なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は当該協議の対象とししない。

10 契約の締結

(1)落札決定後、この入札に付する工事に係る契約締結までの間において、当該落札者が前記「2 入札に参加する者に必要な資格」の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

(2) 契約締結の日は契約金の決定がなされてから7日以内に行う。

11 その他

(1) 工事内容に関する電話並びに口頭での質問は、一切受け付けない。

12 入札日程

手続等	期間・期日・日時	場所
入札参加に必要な書類等の配布	期間 令和元年6月28日(金)から 令和元年7月8日(月)まで (土曜、日曜、祝日を除く)	宮城県塩釜市海岸通3番10号 海岸通1番2番地区市街地再開発 組合事務所にて ・入札公告文書 ・入札参加申請書等の様式集 ・概略設計図書(平面、立面図等) ・設計図書(実施設計図書)
質問の受付	期間 令和元年6月28日(金)から 令和元年7月8日(月)まで	※質問書の提出は、組合事務局宛てに メールにてエクセルデータを送信のこと ※原本は、郵送にて組合事務局宛てに 送付(7月9日(火)必着)
回答書の送付	期日 令和元年7月11日(木)	※組合事務局より、各社にメール配信
入札参加申請書類の提出	提出期限 令和元年7月12日(金)から 令和元年7月19日(金)の午前中 まで持参のこと (土曜、日曜、祝日を除く)	宮城県塩釜市海岸通3番10号 海岸通1番2番地区市街地再開発組 合事務所にて ※一般競争入札参加受理書の発行
入札	日時 令和元年7月24日(水) 午前10時00分	宮城県塩釜市海岸通3番10号 海岸通1番2番地区市街地再開発組 合事務所にて